

令和 4 年 11 月 29 日

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例に基づく 防犯指針の策定について

1 防犯指針の概要

令和 3 年 12 月、「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例の一部が改正され、「子ども、高齢者、女性等の安全確保」、「インターネットの利用に係る犯罪被害の防止」及びそれぞれに係る「指針の策定」が規定されたことに伴い、防犯上の方策を示すための指針を新たに策定するとともに、現行指針の一部内容を見直すもの。

なお、防犯指針とは、県民や事業者等に対し、各種の安全を確保するための方策を示すものであるが、義務を負わせたり、規制を課す性質のものではなく、自発的な取組を促すことを目的としている。

【現行防犯指針】

「道路、公園、駐車場及び駐輪場」、「住宅の用に供する建築物」（H15策定・H18一部改正）
「子供の安全確保」（H18策定）

2 改正概要（別紙・資料 3 - 3 参照）

高齢者・女性等の安全確保及びインターネットの安全利用等について新規作成するとともに、現行指針について、現行指針の一部見直しを実施した。

区 分	項 目	主な内容	備考
新規作成	高齢者の安全確保	特殊詐欺、悪質商法等	条例 第11条
	女性の安全確保	性犯罪・性暴力、DV、ストーカー	
	その他	障害者や外国人等の方策	
現行指針の一部見直し	インターネットの安全利用	被害を防止するための基本的な取組 安全利用のためのルールの理解促進等	条例 第16条
	子どもの安全確保 その他指針	児童虐待、性犯罪・性暴力被害追加等 国の関連施策の改正に伴う修正等	

3 パブリックコメントの実施結果（資料 3 - 2 参照）

(1) 実施期間 令和 4 年 7 月 29 日（金）から 8 月 29 日（月）までの間

(2) 募集方法 県・県警察ホームページに掲載、各運転免許センター・各警察署等に資料配置

(3) 実施結果

総意見数 26 件（19 人）（インターネット：11 件、女性：4 件、高齢者：3 件 等）

これらの意見のうち、インターネットの安全利用に関する防犯指針に関して、わかりやすい表現に資するものについて 4 件の修正を実施した。

4 公開の方法

県民等がスマートフォン等を利用し、防犯指針を容易に閲覧・参照できるよう、主に県警ホームページの活用による公開を予定。また、併せて各分野の関連情報等を掲載する。

スマートフォン等を利用する機会が少ない方等に向けては、概要版リーフレットを作成・配布するほか、防犯教室等で防犯指針を活用することにより、内容の周知を図る。

5 今後の主な予定

○ 令和 4 年 11 月 29 日 第 21 回広島県「減らそう犯罪」推進会議における協議・承認

○ 同 年 12 月 公表予定（県警ホームページ・安全安心アプリ「オトモポリス」等）

新 防 犯 指 針 の 概 要

1 新規作成分

防犯指針の新規作成分については、基本的な構成を「安全確保に向けた自主的な取組」「安全確保に向けた地域における取組」とし、それぞれの課題について具体的な取組方策を示しています。

高齢者の安全確保	女性の安全確保	インターネットの安全利用
1 安全確保に向けた自主的な取組 ○ 侵入犯罪及び街頭犯罪被害の防止方策 ○ 特殊詐欺被害の防止方策 ○ 悪質商法被害の防止方策 2 安全確保に向けた地域における取組 ○ 事業者、各種団体による安全確保に向けた取組 ○ 地域における安全確保に向けた各種の取組 ○ 特殊詐欺の未然防止活動等 ○ 高齢者虐待の防止に向けた取組	1 安全確保に向けた自主的な取組 ○ 性犯罪・性暴力被害の防止方策 ○ DVに対する安全確保の方策 ○ ストーカーに対する安全確保の方策 2 安全確保に向けた地域における取組 ○ 性犯罪・性暴力被害の防止 ○ DV被害の防止 ○ ストーカー被害の防止	1 インターネットの利用に係る犯罪被害を防止するための基本的な対策 2 インターネットを安全に利用するためのルール等の理解促進と自主的な取組の推進 ○ インターネットの特徴や安全に利用するためのルールの理解促進 ○ 県民における取組方策 ○ 事業者における取組方策 3 インターネットを安全に利用するための社会的な取組の推進 ○ 知見の共有 ○ 被害を防止するための社会的な取組

なお、「その他の特に防犯上の配慮を要する者（要配慮者）の安全確保」として、①障害者の安全確保に向けた取組②外国人の安全確保に向けた取組について示しています。

2 現行指針の一部見直し

「子どもの安全確保」については、子どもの心身に重大な影響を与える虐待や性被害を防止することの重要性を踏まえ、この度、「児童虐待の防止」と「子どもの性犯罪・性暴力被害の防止」を新たに設けています。また、現行指針に関する国の新たな施策や改正情報※に基づき修正等を行っています。

※登下校防犯プラン（H30.6.22 登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議）

「安全・安心まちづくり推進要綱（R2.3.17 警察庁生活安全局長）」

子どもの安全確保	道路、公園、駐車場・駐輪場	住宅の用に供する建築物
1 安全教育の充実 2 学校等における安全の確保 3 通学路等における安全の確保 4 子どもが利用する事業所等及び交通機関における安全の確保 5 <u>児童虐待の防止（新規）</u> 6 <u>子どもの性犯罪・性暴力被害の防止（新規）</u>	1 道路 2 公園 3 駐車場・駐輪場※ ※従来の3駐車場、4駐輪場の項目内容を整理統合	1 共通項目 （共同住宅・一戸建て住宅） 2 共同住宅（共有部分） ※従来の1共同住宅、2一戸建て住宅の住戸部分の項目内容を整理統合



New

新たに策定された指針の主なポイント



高齢者の安全確保

- ・ 侵入犯罪（空き巣等）や街頭犯罪（乗り物盗）を防ぐには
令和3年の侵入犯罪の被害のうち4割以上は無施錠でした。確実な戸締まりを!!
盗難被害にあった自転車の6割以上が無施錠です。離れるときは必ず施錠!!
- ・ 特殊詐欺、悪質商法の被害を防ぐには
犯人の電話を受けないよう防犯機能付き電話の設置等固定電話の防犯対策を実施!!
少しでも不安や不審に感じたら、1人で判断せず、家族や友人、警察等に相談!!
- ・ 高齢者虐待を防ぐためには
虐待が疑われる高齢者を発見したら速やかに市役所・町役場に通報してください。

女性の安全確保

- ・ 性犯罪・性暴力被害を防ぐには
住居…玄関や窓に補助錠を設置するなど、住宅侵入防止用機器を活用する。
路上…スマートフォンの注視やイヤホンで音楽を聴く等注意を妨げる行動は避ける。
- ・ DVに対する安全確保の方策
配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口を把握し被害が深刻化する前に相談を!!
- ・ ストーカー行為の被害を防ぐには
SNSやインターネット上に個人情報や判明するような書込みや画像を掲載しない。
被害にあったらメール等の証拠を保存し、警察や家族・友人等周囲に相談する。

インターネットの安全利用

- ・ 犯罪被害を防止するための基本的な対策は
コンピュータウイルス対策ソフトを導入するとともに、身に覚えがない電子メールは安易に開封しないようにする。同一のパスワードを使い回さない。
- ・ インターネットの匿名性について
インターネット上の匿名の誹謗中傷等の行為は、所定の手続きをとることで発信者の調査・特定は可能であり、責任が追及されることを認識する。
- ・ SNS利用上の注意点は
個人情報の拡散・漏えいや著作物（写真、イラスト等）の無断複製は著作権侵害に!!